

仙北市アートプロジェクト推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業実施者が、自主的に市民を巻き込んで行う創作活動や発表・展示等新たなイベントを通じて、地域の魅力発信や継続的な賑わいを創出する事業に対し、仙北市アートプロジェクト推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するにあたり、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に則する事業とする。

2 同団体または類似する構成員の団体が同様の事業を行う場合は、継続事業として延べ2回まで補助の対象とする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる市民等団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、政治団体、宗教団体、暴力団、その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に関係しているなど、市長が適当でないと認めるものは除外する。

- (1) 市内のアーティスト
- (2) 市出身のアーティスト
- (3) 芸術文化等のイベントを企画する市内の個人または団体
- (4) その他市長が認める個人または団体

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、15万円を上限とし、千円未満は切り捨てる。

2 新規事業の場合は、補助対象経費の総額から入場料、協賛金等の収入を差し引いた額（以下「補助金算定額」という。）の2/3以内とする。

3 継続事業（第2条第2項）の場合は、補助金算定額の1/2以内とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表1のとおり事業実施に直接要するものとする。

2 当該事業が他の補助事業と重複する場合は、補助金の交付対象としない。

3 次に掲げる経費については、補助の対象としない。

- (1) 事業実施団体の経常的な運営にかかる経費
- (2) 食糧費
- (3) 事業実施団体の事務所等の維持管理費
- (4) 事業実施団体の構成員に対する人件費

- (5) 事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (6) 事業のために執行したことを客観的に証明することができない経費
- (7) 補助事業に直接関係のない経費及び社会通念上適正でないと認めた経費
(補助対象事業の公募)

第6条 市長は、補助対象事業を公募するものとする。

2 市長は、補助対象事業の公募にあたり、広く市民へ周知するものとする。

3 公募の期間は、4月1日から6月30日までとする。

(事業実施期間)

第7条 補助対象事業の実施期間は、当該年度の2月末日までとする。

(事業計画)

第8条 第2条に該当する事業の補助金の交付を受けようとするときは、仙北市アートプロジェクト推進事業費補助金事業計画(変更)届出書(様式第1号)により、公募期間内に市長へ届け出るものとする。

(補助対象事業の審査)

第9条 当該事業を審査するため、仙北市アートプロジェクト推進事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、前条の規定(様式第1号)により提出された事業計画の内容について、書類及びプレゼンテーション等により審査し、採択及び補助金の額を市長に報告する。

3 市民等団体は、審査会に出席し当該事業の内容を説明するものとする。

(補助対象事業の選考等)

第10条 市長は、審査会の報告を受けて、補助金を交付することが適当である事業を選考するものとする。

2 市長は、前項の規定による事業の選考結果について、仙北市アートプロジェクト推進事業費補助金対象事業選考結果通知書(様式第2号)により速やかに届出者へ通知するものとする。

3 採択された者は、通知された日より30日以内に規則による補助金等交付申請書等を提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日より施行する。

別表1（第5条関係）

項 目	対象となる主な経費
報 償 費	講師謝礼（団体等の構成員に対するものを除く）
賃 金	事業実施のために雇ったスタッフ等の謝金
旅 費	事業実施のための旅費及び交通費（市の旅費規程に基づく）
需 用 費	ポスター等の印刷製本費、消耗品費
委 託 料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した費用
役 務 費	運搬にかかる経費（郵便料等）、広告料、保険料等
使用料及び 賃 借 料	施設使用料（当該事業で使用する場合に限る。） 及び物品の借上料（レンタル等）
そ の 他	事業実施のために市長が認めた費用

仙北市アートプロジェクト推進事業 提案書

年 月 日

事業名					
団体等の名称					
代表者の氏名					
主たる事務所の所在地	〒	電話			
		FAX			
		メール			
団体等の概要					
団体等の活動実績 (過去5年間程度の実績がありましたら具体的に記入してください)					
アートによる賑わいづくりの具体的方法 (地域等との連携を含む)					
準備開始時期	年 月 日				
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
事業完了時期	年 月 日				
事業実施場所					
予 算 (詳細な収支計画については別紙)	収入内訳	金額	支出内訳	金額	備考
	自己資金				
	計		計		

様式第2号（第10条関係）

仙北市アートプロジェクト推進事業費補助金対象事業選考結果通知書

年 月 日

（提案者）
団体名
代表者名

仙 北 市 長

先に提案された下記事業について、次のように決定しましたので、仙北市アートプロジェクト推進事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

- 1 事業の名称
- 2 選考結果 採 択 不採択
- 3 補助金の額 _____ 円

採択の場合は、通知日より30日以内及び事業に着手する前に、仙北市補助金交付規則により、補助金等交付申請書を提出してください。